

様式1(都道府県が公表すべき事項(第3条関係))

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)		単位:千円	
基金の名称		国民健康保険財政安定化基金	
基金設置法人名		秋田県	
基金の額		今回造成(積み増し)額	21千円
		造成(積み増し)完了時における残高	1,942,168千円
	(うち国費相当額)	今回造成(積み増し)額	21千円
		造成(積み増し)完了時における残高	1,942,168千円
今回造成(積み増し)をした年月日		令和3年3月31日	
基金事業等の概要		国民健康保険の財政の安定化を図るために設ける財政安定化基金 ※持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第6条第1項の規定に基づいて設ける財政安定化基金	
基金事業等を終了する時期		終了する時期は設定されていない (法令の規定による)	
基金事業等の目標		国民健康保険の財政の安定的な運営を図ること	